

**福島県内の商工業者及び
農林漁業者の方々への
支援策に係る要望書**

平成28年6月13日

福島県

東日本大震災の発生から5年3か月が経過しました。

国におかれましては、福島復興再生特別措置法及び同法に基づく産業復興再生計画・重点推進計画等に基づき、所要財源の確保や規制の特例など、当県の産業復興に御尽力いただき、厚く感謝申し上げます。

しかしながら、いまだ9万人を超える県民が避難を続けるとともに、風評被害も根強く残る中、県内の商工業者及び農林漁業者の経営環境は、極めて厳しい状況が続いております。

例えば、避難等が指示された区域において、商工会の会員が地元で事業を再開した割合は20.6%（28年3月20日現在）、認定農業者が営農を再開した割合は24.0%（28年3月31日現在）と、いまだ低水準にとどまっており、避難指示が解除された後の課題も表出してきてています。

県いたしましては、昨年8月に発足した「福島相双復興官民合同チーム」において、国とともに、事業者訪問や各種支援策の実施等に取り組み、事業者の事業・生業の再建に向けた活動を進めていますが、県内商工業者及び農林漁業者の経営課題の解決や事業再開に向けた取組への支援について、迅速かつ的確に対応いただけますよう、次の事項を要望いたします。

平成28年6月13日

福島県知事 内堀 雅雄

目 次

I 「福島相双復興官民合同チーム」による支援について

- 1 「福島相双復興官民合同チーム」の支援体制の強化及び支援策の拡充 ··· P 1

II 商工業者への支援について

- 1 中小企業組合等協同施設等災害復旧事業の継続 ··· ··· ··· ··· ··· P 2
2 立地補助金制度の地域に即した運用と継続 ··· ··· ··· ··· ··· P 2
3 金融支援の継続 ··· ··· ··· ··· ··· P 3
4 原子力災害対応雇用支援事業の継続 ··· ··· ··· ··· ··· P 3
5 事業復興型雇用支援事業の柔軟な運用 ··· ··· ··· ··· ··· P 3
6 放射線量測定指導・助言事業の継続 ··· ··· ··· ··· ··· P 3
7 早期帰還へ向けた商業機能確保に対する支援 ··· ··· ··· ··· ··· P 4
8 被災者等に対する職業能力開発施設（県立テクノアカデミー）
　　授業料等減免措置に係る交付金措置の継続 ··· ··· ··· P 4
9 観光復興対策に対する支援の継続 ··· ··· ··· ··· ··· P 4
10 地場産業の風評払拭・販路回復への取組に対する財政支援 ··· ··· ··· P 5
11 輸入規制・渡航制限等の解除に向けた安全・安心確保の
　　取組についての情報発信や各国への働き掛けの強化 ··· ··· ··· P 5

III 農林漁業者への支援について

- 1 避難地域等の営農再開に向けた支援の強化 ··· ··· ··· ··· ··· P 6
2 T P P協定への対応 ··· ··· ··· ··· ··· P 7
3 農林水産物の安全確保と風評対策の充実 ··· ··· ··· ··· ··· P 8
4 6次産業化に係る予算確保と支援拡充 ··· ··· ··· ··· ··· P 9
5 水田フル活用と農業経営の安定 ··· ··· ··· ··· ··· P 9
6 東日本大震災農業生産対策交付金及び
　　強い農業づくり交付金の予算確保 ··· ··· ··· ··· ··· P 10
7 旧警戒区域内の家畜死体の処理 ··· ··· ··· ··· ··· P 10
8 暫定許容値を超過した汚染牧草の搬入 ··· ··· ··· ··· ··· P 10
9 農地中間管理事業における十分な予算確保 ··· ··· ··· ··· ··· P 10
10 地域農業の担い手に対する支援策の創設 ··· ··· ··· ··· ··· P 11
11 農業経営基盤強化準備金制度の継続 ··· ··· ··· ··· ··· P 11
12 農業経営の復旧・復興のための金融支援の継続 ··· ··· ··· ··· ··· P 11
13 農業経営の安定のための収入保険制度の検討 ··· ··· ··· ··· ··· P 11
14 農協改革における准組合員の利用量規制の検討 ··· ··· ··· ··· ··· P 11
15 農業農村整備及び森林林業再生に係る予算確保 ··· ··· ··· ··· ··· P 12
16 有害鳥獣害による農作物等被害防止対策の充実・強化 ··· ··· ··· ··· ··· P 12

| | |
|---|------|
| 17 農業用ため池等の放射性物質対策の予算確保 | P 12 |
| 18 復興・再生に向けた人員確保 | P 13 |
| 19 避難指示区域等の土地改良区への支援 | P 13 |
| 20 農業水利施設の補修更新に係る国営事業の制度拡充及び 計画的な採択 | P 13 |
| 21 国営造成施設管理体制整備促進事業の期間延長及び 補助対象経費の拡大 | P 14 |
| 22 森林における放射性物質対策 | P 14 |
| 23 C L T の推進による新たな産業の創出 | P 15 |
| 24 避難指示区域における森林林業の再生 | P 15 |
| 25 木造公共施設等の整備促進 | P 16 |
| 26 山菜・野生きのこの振興 | P 16 |
| 27 栽培きのこにおける生産資材の継続支援 | P 16 |
| 28 海岸防災林造成事業に係る予算確保 | P 16 |
| 29 福島県水産試験研究拠点整備事業の予算確保 | P 17 |
| 30 水産業の復旧関連事業の継続 | P 17 |
| 31 旧警戒区域の漁場における瓦礫の処分 | P 17 |

I 「福島相双復興官民合同チーム」による支援について

1 「福島相双復興官民合同チーム」の支援体制の強化及び支援策の拡充

被災12市町村における商工業や農林水産業等の事業・生業の再建に向けては、これまでに福島相双復興官民合同チームが収集した要望を基に、個別の事業者等の活動に迅速に対応していく段階になってくるため、国が引き続き主体的に関与するとともに、国・県・民間が一体となって動ける体制づくりなど、同チームの支援体制を抜本的に強化することを求めます。

併せて、既存支援策の継続はもとより、新規事業者が行う設備投資や市町村の事業者向け相談体制、経営安定のための運営経費等に対する支援制度を創設するとともに、避難地域に戻り、営農再開することはマイナスからのスタートであることから、再開に向けた意思決定を後押しできるよう、個々の農業者への補助制度を新たに創設するなど、支援策の一層の拡充を図ること。

II 商工業者への支援策について

1 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（いわゆるグループ補助金や商工会等復旧補助金）については、避難指示等の解除に伴い、現地に帰還して復旧に着手する企業等の増加が見込まれることから、来年度以降も十分な予算を確保するとともに、避難解除等区域への帰還事業者に対する手厚い支援を求める。

2 立地補助金制度の地域に即した運用と継続

顧客喪失や風評被害など、今もなお当県の産業は県全域において東日本大震災・原子力災害の影響を大きく受けています。

特に、原子力災害特有の県内広範囲での避難が5年3か月も続き避難元への帰還が進んでいない現状、また、原発事故被害県であるため根強い風評により企業投資の先送りなども起きかねない状況、さらに、浜通り等15市町村での避難指示解除や除染の遅れ、風評による不安感などから企業、従業員の帰還や企業立地が大きく遅れている現状があります。

つきましては、当県の産業復興へ向けた企業立地のため、地域経済産業復興立地支援事業（企業立地補助金）について、来年度以降も制度を継続するとともに柔軟な制度運用を図ることを求める。

また、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金及び自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金については、募集時期が平成30年度末とされていますが、避難指示が解除される区域等における帰還支援のため及び広範囲かつ長期にわたっている原子力災害からの当県産業復興のため、平成31年度以降も両制度を継続するとともに企業立地推進のための必要で十分な予算を確保することを求める。

3 金融支援の継続

避難解除等区域の事業者においては、東日本大震災及び原子力災害による直接的な被害及び風評等間接的な被害により、震災前の売上げに回復していないなど厳しい状況にあります。

つきましては、避難解除等区域の事業者が事業再開に必要な資金を引き続き容易に調達できるよう、東日本大震災復興緊急保証制度や特定地域中小企業特別資金、被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金の継続、並びに福島産業復興機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による債権買取期間の延長を求めます。

4 原子力災害対応雇用支援事業の継続

原子力災害対応雇用支援事業については、被災求職者の雇用・就職機会の創出により生活の安定を図るとともに、商工団体の復興支援員等による放射能測定検査や賠償請求支援、風評払拭事業等、原子力災害からの復興に不可欠な事業に活用しており、継続は必須であることから、実施期間の延長と必要な予算を確保することを求めます。

5 事業復興型雇用創出事業の継続及び採択要件緩和

平成29年度以降に開始する事業についても対象とし、支給対象期間の延長、予算の拡充に加え、労働力不足や将来の産業を担う人材確保のため、被災求職者の要件を撤廃するとともに、新規申請事業所以外の事業所も対象とするなど、採択要件の緩和を行うことを求めます。

6 放射線量測定指導・助言事業の継続

今年度同事業により実施されている、工業製品の放射線量の測定・指導・助言を今後も実施するため、平成29年度以降も当該事業を継続するとともに十分な予算を確保することを求めます。

7 早期帰還へ向けた商業機能確保に対する支援

避難解除等区域に帰還した住民が買物などの日常生活を送る上で不可欠な商業機能の回復を図るために、商業施設の整備にかかる補助事業が国の平成25年度補正予算で創設されました。

しかし、帰還が進まない段階においては、補助事業により公設商業施設を整備したとしても、利益の確保が難しいという課題があります。

つきましては、商業機能を回復するための公設商業施設に対する運営経費の支援を求めます。

8 被災者等に対する職業能力開発施設（県立テクノアカデミー）授業料等減免措置に係る交付金措置の継続

ロボット関連産業や再エネ関連産業などイノベーション・コースト構想で推進する分野や地域の基盤産業の人材を育成している公共職業能力開発施設（県立テクノアカデミー）において、入学者の増加を図り、ふくしまの産業復興を支える人材の確保・育成を行うため、授業料等減免措置に対する交付金等の措置を継続することを求めます。

9 観光復興対策に対する支援の継続

原子力災害による県全域に対する風評などにより、本県の平成23年観光客の入込数は平成22年比で38.4%減少し3,500万人まで落ち込みました。震災後3年が経過し徐々に回復の動きは見られるものの、平成26年の入込数が、震災前の平成22年に比べ18.0%少ない4,689万人にとどまるなど、県内の観光は依然として厳しい状況に置かれています。

観光は宿泊、運輸、飲食、小売販売など関連する産業の裾野が広く、地域経済の再生に重要な役割を持っていることから、正確な情報発信や教育旅行の再生に向けた取組、ふくしまデスティネーションキャンペーンで培ったおもてなしや受入組織の定着化と一層の誘客に向けた取組など、県や市町村が実施する観光復興対策に対する継続的な支援を求めます。

10 地場産業の風評払拭・販路回復への取組に対する財政支援

根強い風評の影響を受け、震災前の水準に戻っていない地場産業の振興を強力に推し進めていくためには、県を始め市町村、商工団体、各事業者等が連携し、国内外における販路回復・拡大や、市場競争力の向上に向けてブランド化を図るなど、様々な取組を展開していくことが必要です。

また、今後、原子力損害賠償の打切り等の状況によっては、県内事業者を取り巻く環境が更に悪化し、事業存続の危機に至る恐れもあることから、地場産業への継続的な取組支援が不可欠であり、確実な予算確保を図るため基金の創設を求めます。

11 輸入規制・渡航制限等の解除に向けた安全・安心確保の取組についての情報発信や各国への働き掛けの強化

本県産食品については、諸外国等において輸入停止や検査の義務化など、輸入規制が行われており、これらの措置は県内事業者に対し、多大な負担を強いるとともに、国内における風評被害の助長にもつながっています。これに対し、農産物の検査体制や空間放射線量などの正確な情報と福島県の観光等の魅力をホームページや海外での観光プロモーション活動等様々な機会において発信しています。

つきましては、国として検査体制など安全確保の取組の情報を積極的に発信するとともに、規制が解除されるまで、各国・地域政府機関への働きかけの強化ならびに、海外への福島県PRにつながるコンテンツ発信への支援、緩和された国等における販路回復のための取組に対する支援を求める

III 農林漁業者への支援について

1 避難地域等の営農再開に向けた支援の強化

避難地域等の市町村では、営農再開に向けて、農業者をはじめ関係者が様々な努力を行っているものの、取り巻く状況や取組に大きな差があり、これから営農再開を目指す地域は、担い手の確保などが一層厳しい状況にある。

このため、国においては、県とも連携して市町村や農業者の状況を把握し、専門的な知見を有する立場から市町村の農業ビジョンの策定等に的確なアドバイスを行うとともに、市町村や農業者等による営農再開に向けた事業や販路開拓に対する支援等を積極的に行うこと。

また、農林水産分野イノベーション・プロジェクトに掲げた技術の開発・実証を引き続き支援するとともに、避難地域に戻り、営農再開することはマイナスからのスタートであることから、再開に向けた意思決定を後押しできるよう、個々の農業者への補助制度を新たに創設するなど、支援策の一層の拡充を図ること。

2 TPP協定への対応

農林水産業について、担い手の減少や高齢化の進行等により厳しい状況にあることに、TPP協定の影響も加わることから、農林漁業者が持つ不安や懸念を払拭できるよう、地方や農林漁業者等の意見を幅広く聞き、農林水産業の競争力強化等の産業政策を一層強化すること。併せて、本協定により大きな影響を受ける地方経済や中山間地域等のコミュニティを維持するため、地方創生の観点からも地域政策を充実すること。

(1) 対策全般

TPP協定の影響は、段階的かつ中長期的に及ぶことから、一貫性のある対策を継続的に講じること。

特に、東日本大震災や原子力災害からの復興途上にある被災地域等は、他地域と同等に国際的な競争に参加することが困難な状況にあることから、これら被災地域等に十分配慮すること。

(2) 産業政策

産地パワーアップ事業や畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業などの農林水産業の体質強化対策については、TPP協定の中長期的に及ぶ影響や本県の復興・再生の進展に伴い新たな要望が生じてくることから、継続的かつ十分な予算を確保すること。

また、国産農林水産物の高品質化や低コスト化に向けた対策を強化するほか、新たな技術の開発・導入や輸出促進などの対策を加速化すること。

(3) 地域政策

日本型直接支払制度など既存の施策の枠組みを強化するとともに、農山漁村のコミュニティを維持する観点から、地元の住民全体を対象とした対策の拡充や新規参入の促進など地域の活性化を図る施策を充実すること。

3 農林水産物の安全確保と風評対策の充実

当県農林水産業の再生については、県産農林水産物の安全・安心を確保する取組を基本としながら風評対策を実施し、その価格や販路を回復させることが極めて重要な課題である。国においては、世界で最も厳しいレベルの基準による放射性物質検査により安全が確保された農林水産物であることの発信も含め、以下の対策等を積極的に講じるとともに、必要な財源については、昨年5月に復興庁が公表した「集中復興期間の総括及び平成28年度以降の復旧・復興事業のあり方について」に基づき、福島原子力災害復興交付金や中間貯蔵施設等に係る交付金とは別枠で継続的に確保すること。

(1) 県産農林水産物の安全確保体制

いまだ風評が払拭されていない当県において、環境放射線モニタリング及び米の全量全袋検査の継続は、県産農林水産物の安全を確保するとともに、正しい情報発信を行うために必要不可欠である。このため、風評の影響がなくなるまで継続的な取組が実施できるよう必要な予算を確実に確保すること。

(2) 国による農林水産物の風評対策の強化

国は、消費者や流通業者等に対し、緊急時環境放射線モニタリングの検査体制や検査結果など農林水産物の安全性に関する情報の周知の徹底を図るとともに、流通関係団体への指導を一層強化すること。

また、諸外国に対する輸入規制解除の働きかけも含めた実効ある風評対策を強力に展開すること。

(3) 福島発農産物等戦略的情報発信事業の予算確保等

原発事故以降、低迷している県産農林水産物の価格や縮小した販路を以前の水準に回復させるためには、県産農林水産物の「安全性」と「ふくしまの今」を国内外へ強力に発信する取組と、販路の回復に直接結びつく取組を両輪として、これまで以上に強力に取り組んでいくことが不可欠であることから、今後とも県が実施する風評対策について、必要な予算を継続的に確保すること。

4 6次産業化に係る予算確保と支援拡充

TPP協定が発効した場合、農業経営の安定化を図る上で、農作物に付加価値を付ける6次産業化の取組は従来以上に重要となる。

また、当県においては、原子力発電所事故から農林水産業の復興を果たし、農林漁業者等の所得の向上と雇用の確保を図るために、豊かな農林水産物資源を基盤とした地域産業を創出する6次産業化を促進することが極めて重要であることから、農林漁業者と多様な業種の事業者のネットワークを構築する交流会や商談会の開催など、6次産業化の支援を拡充しながら継続して実施することが不可欠である。

そのため、6次産業化ネットワーク活動推進交付金について、当県農林水産業の復興を牽引する6次産業化が円滑に推進できるよう、十分な予算の確保を図ること。

5 水田フル活用と農業経営の安定

(1) 産地交付金の充実・強化

産地交付金については、地域の創意工夫による産地づくりを図るための十分な予算を確保すること。

(2) 飼料用米の支援水準の維持と保管・流通施設整備事業の拡充

水田フル活用と主食用米の需給安定のため、需要が期待できる飼料用米生産に対する支援水準を維持するとともに、保管・流通施設の整備に向けた国庫補助事業の拡充と柔軟な運用を図ること。

(3) 飼料用米の取組拡大に向けた栽培技術支援

大規模稲作農家や集落営農組織等の担い手が、飼料用米に取り組めるよう、直播栽培や収穫・乾燥・調製等の低コスト・省力化栽培技術の円滑な導入に向けた支援を行うこと。

6 東日本大震災農業生産対策交付金及び強い農業づくり交付金の予算確保

(1) 東日本大震災農業生産対策交付金の予算確保

地震・津波による被害に加え、原子力発電所事故により甚大な被害を受けている当県農業を着実に復興するためには、農地の生産性回復や自給飼料生産・調製などによる生産力と販売力の回復が不可欠であることから、本交付金について十分な予算を確保すること。特に、今後、避難指示の解除に伴って営農可能地域が拡大する地域もあることから、中長期的視点に立った予算確保を図るとともに、震災復興特別交付税による負担軽減措置を継続すること。

(2) 強い農業づくり交付金の予算確保

地域の農業生産力を発揮し、本県農業が原子力発電所事故による被害から力強く発展するためには、地域の特長や強みを生かした取組による農業生産の大規模化や農産物流通の合理化が必要であることから、継続して事業が実施できるよう、十分な予算確保を図ること。

7 旧警戒区域内の家畜死体の処理

原子力発電所事故によって設定された旧警戒区域内（20km圏内）に原子力災害対策本部長の指示に基づき埋却及び放置されている家畜死体については、住民の帰還を始めとする被災地域の復興・再生及び営農再開の障害とならないよう、国において早急に処理すること。

8 暫定許容値を超過した汚染牧草の搬入

汚染牧草については、福島県内に持ち込まれることのないよう、引き続き、汚染牧草を保管する自治体に対して、関係法令等に基づき適切な対応をとるよう指導すること。

9 農地中間管理事業における十分な予算確保

機構集積協力金について、事業創設時に国が平成30年度までとして示した交付単価をもとに地域への説明を実施していることから、当該水準を担保できる十分な予算を確保すること。

10 地域農業の担い手に対する支援策の創設

力強い農業構造を実現するためには、農地中間管理事業を活用して農地を集積する担い手の育成が極めて重要である。

平成27年度の補正予算で国が実施した「担い手確保・経営強化支援事業」は、意欲的に規模拡大等に取り組む農業者の支援に極めて有効な施策であることから、平成29年度以降についても継続して実施するための予算を措置すること。

11 農業経営基盤強化準備金制度の継続

効率的かつ安定的な農業経営を営む認定農業者等を育成するため、農業経営基盤強化準備金制度は極めて有効であることから、当該制度を延長すること。

12 農業経営の復旧・復興のための金融支援の継続

東日本大震災の被災農業者等に対する農業制度資金の融通については、平成26年度から原発事故の被災農業者等についても新たに対象として、最長18年間の無利子化措置や無担保無保証人での融資措置が継続されたところであるが、被災地域の復旧・復興にはなお時間を要する状況にあることから、農業経営の復旧・復興のための金融支援（財特法特例、無利子化及び無担保・無保証人措置）について、当面、平成32年度まで継続すること。

13 農業経営の安定のための収入保険制度の検討

現在、検討が行われている収入保険制度については、平成29年通常国会への法案提出に向けて検討する旨が示されているが、早期に枠組みを示した上で地方の意見を聞き、生産現場の実情を十分反映したものとすること。

また、制度の検討にあたっては、中山間地域等の地域特性や多様な農業経営に配慮するとともに、支払われる保険金が再生産可能な水準に設定されるなど、既存の各種制度との調整を図った上で、真に意欲ある農業者の経営安定対策となるよう検討すること。

14 農協改革における准組合員の利用量規制の検討

農協改革における准組合員の利用量規制については、農協が地域のための重要なインフラとしての役割を果たしていることを踏まえ、農村地域の活力低下や農協の経営悪化につながることがないよう、慎重に検討すること。

15 農業農村整備及び森林林業再生に係る予算確保

当県全域において、いまだ原発事故の影響を大きく受けており、根強く残る風評がある中、農林業者が希望を持って事業に取り組み復興再生を果たすためには、生産基盤の整備等を着実に推進して、生産性の向上を図ることなどにより効率的かつ効果的な営農・営林を開拓することが重要である。

そのため、必要な事業の執行に支障を来さないよう当県の農業農村整備や森林林業再生に係る次の予算を十分に確保すること。

- (1) 農業再生に向けた農業生産基盤整備を推進するための農業競争力強化基盤整備事業費や農山漁村地域整備交付金
- (2) 森林林業の再生・発展の基盤となる林道等路網整備や林地荒廃の復旧・予防を計画的かつ着実に推進するための農山漁村地域整備交付金

16 有害鳥獣による農作物等被害防止対策の充実・強化

当県は原子力発電所事故に伴い、避難指示区域を含む阿武隈高地を中心に、イノシシなど有害鳥獣の生息数が増加し、住民帰還を進める上での大きな障害となっている。さらに、その生息域及び被害は中通り地方まで拡大し、被害金額は年々増加していることから、鳥獣被害対策を強化し広域的に取り組む必要がある。

(1) 東日本大震災農業生産対策交付金事業の運用

原子力災害による当県の特殊事情を考慮し、阿武隈川以東の阿武隈高地を中心とした地域においては、電気柵等の新たな設置を認めること。

(2) 鳥獣被害防止総合対策交付金の予算確保

当県における有害鳥獣の生息数の増加に伴う被害の深刻化を鑑み、イノシシなどの捕獲活動に対する支援や電気柵の設置、捕獲鳥獣の処分施設整備など、必要な対策を実施するための本交付金の予算を十分に確保すること。

17 農業用ため池等の放射性物質対策の予算確保

農業用ため池等における放射性物質対策については、放射性物質汚染対処特別措置法の対象外となり、平成26年度から福島再生加速化交付金を活用して実施している。

今後多くの市町村が本制度の活用を予定しているが、対策を必要としているため池が多数存在するとともに、市町村の復旧復興の進捗に差があることから、放射性物質対策が全て終了するまでに要する予算の確保について国が責任を持って対応すること。

18 復興・再生に向けた人員確保

当県農林水産業の復興を迅速かつ着実に進めるためには、被災農地・農業用施設・海岸防災林等の復旧や放射性物質対策等において専門的知識を有する人員を継続的かつ十分に確保する必要がある。

このため、国においては、知事会などの全国組織や企業等と連携を図りつつ、県や市町村に対する更なる人員確保を支援するとともに、国や独立行政法人からも中長期的な職員派遣等を行うこと。

19 避難指示等区域の土地改良区への支援

原子力発電所事故による避難指示等が解除された後の営農再開のため、効率的な営農が可能となる農業生産基盤の整備が必要となっている。しかし、現在の土地改良区の人員体制や財政基盤では、要望のある全ての地区を事業化し、整備を進めていくことが困難であることから、避難指示等区域における早期の営農再開のためにも、国において土地改良区への必要な人的・財政的支援を行うこと。

20 農業水利施設の補修更新に係る国営事業の制度拡充及び計画的な採択

(1) 国営施設応急対策事業等の制度拡充

担い手に農地を集積し、規模拡大を促進するためには、担い手の水管理労力や維持管理経費の軽減が不可欠であることから、次のとおり国営施設応急対策事業等の制度を拡充すること。

- 県営造成施設は、水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）により、県が補修更新を行っていることから、国営造成施設についても受益面積に係わらず国で補修更新を行うこと。
- 農業水利制御システム整備のみでの事業実施を可能とすること。

(2) 農業水利施設の補修更新に係る国営事業の計画的な採択

国営土地改良事業による農業水利施設は昭和40年代に造成されたものが多いため、劣化が著しく、点検・操作や補修等に多大な人手と費用を費やしていることから、施設の劣化状況に合わせて、計画的な国営施設応急対策事業等の採択を行うこと。

（雄国山麓地区、母畑地区、隈戸川地区、会津宮川地区、安積疏水地区）

21 国営造成施設管理体制整備促進事業の期間延長及び補助対象経費の拡大

(1) 国営造成施設管理体制整備促進事業の期間延長

国営造成施設管理体制整備促進事業は、平成29年度に事業終期を迎えるが、農業水利施設の管理体制は、農業者の高齢化や集落機能の低下により弱体化している。

このため、引き続き土地改良区等関係機関の機能を強化していく必要があることから、平成30年度以降も事業を継続すること。

(2) 国営造成施設管理体制整備促進事業の補助対象経費の拡大

近年、農村の都市化・混住化の進行や集中豪雨の多発により、農業水利施設の持つ多面的機能は農業生産以外の役割が非常に大きくなっており、農業外効果の比率が増していることから、当該効果について負担する国庫補助対象経費を拡大すること。

22 森林における放射性物質対策

(1) 生活環境の安全・安心の確保に向けた取組

住居等の近隣の森林における除染を着実に実施とともに、必要に応じ、林縁から20m以遠の除染や土壌流出防止柵の設置など、有効な対策を早急に実施すること。

(2) 里山再生に向けた取組

「里山再生モデル事業」について、関係市町村や林業関係者の意向を十分に踏まえた上で、実効性のある対策を着実に実施すること。

(3) 調査研究等の将来に向けた取組

放射性物質の動態把握や放射線量低減のための調査研究など、森林林業の再生に不可欠な取組を継続すること。

(4) 森林の再生対策事業の予算確保

間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に行うふくしま森林再生事業は、原発事故の影響を受けた当県の森林、林業、木材産業を再生する上で、効果的で欠かすことのできない事業であることから中長期的な予算の確保を図ること。

23 CLTの推進による新たな産業の創出

(1) CLTを活用した木造建築物等の整備促進

CLTの初期需要を創出するため避難指示区域における公共施設等へのCLT利用について「福島復興再生基本方針」に明確に位置付けるとともに、CLTを活用した木造公共施設等の建築費の増嵩に対応した十分な補助制度を創設し、市町村の負担軽減を図りつつ復興のまちづくりを推進できること。

(2) 福島再生加速化交付金における支援の拡充、もしくは新たな制度の創設

福島再生加速化交付金においてCLTの製造・加工施設、研究開発施設、普及展示施設等の整備が可能となるメニューを拡充、もしくは新たな制度を創設するとともに、市町村が整備した施設を民間事業者が運営できる制度とすること。

24 避難指示区域における森林林業の再生

(1) 避難指示区域における林業の再生

避難指示区域における林業の生産活動の再開に向け、林業従事者の被ばく低減対策や放射線安全・安心対策に関するガイドブックを作成するなど、必要な対策を講じること。

(2) 原木の使用マニュアルの策定と検査機器の導入

原木の使用について、放射性物質の影響を考慮した用途別使用マニュアルを定めるとともに、必要な検査機器の開発・導入を図ること。

(3) 放射性物質を含む木材のバイオマス利用

木材を発酵させてメタンガスを製造する技術の実用化に向けエネルギー化施設の整備とその持続的運営に対する支援を行うこと。

(4) 避難指示区域の解除に伴う生産再開に向けた支援

意欲的な生産者がきのこ栽培を再開できるよう生産施設の整備費用や、生産資材の調達、避難指示区域外からの交通費等について十分な支援を行うこと。

(5) 林野火災に伴う放射性物質の再拡散対策

県内で大規模な林野火災が複数発生していることから、林野火災跡地における放射性物質の動態調査を行うとともに、再拡散防止対策や森林復旧対策等、必要な措置を講じること。

25 木造公共施設等の整備促進

(1) 木造公共施設等の整備促進

木造公共施設等整備の加速化を図るため、森林林業再生基盤づくり交付金の予算の拡充や補助率のかさ上げを図るとともに、森林整備加速化・林業再生基金の復興木材安定供給等対策においても木造公共施設等の整備を可能とすること。

(2) 福島県産木材の積極的な活用

公共建築物等木材利用促進法に基づき国が整備する公共建築物や、オリンピック・パラリンピック関連施設において、当県で生産された木材を積極的に活用すること。

26 山菜・野菜きのこの振興

(1) 野生きのこの出荷制限

野生きのこについては、1品目でも基準値を超過した場合市町村ごとに全ての野生きのこの出荷が制限されることから山菜と同じように品目別の制限とすること。

(2) 山菜の発生環境の整備支援

山菜の採取や出荷の再開に向けて、安全に生産・収穫出来る場所の整備が不可欠であることから、土壌改良などの基準値を超えない発生環境の整備について支援すること。

(3) 食品用非破壊検査機器の使用

効率的な出荷制限解除に向け、山菜や野生きのこを破壊せずに測定ができる食品用非破壊検査機器の使用を認めるとともに、必要な機器の配備を進めること。

27 栽培きのこにおける生産資材の継続支援

栽培きのこの生産については、いまだ震災前の状況に回復していないことから原木やおが粉などの生産資材の調達について、引き続き十分な支援を行うこと。

28 海岸防災林造成事業に係る予算確保

津波により約6割が消失した海岸防災林は、人命や財産等を守るために不可欠であり早期復旧が求められていることから、事業完了に至るまでの年度予算及び全体計画事業費を確保するとともに、震災復興特別交付税措置の継続を図ること。

29 福島県水産試験研究拠点整備事業の予算確保

当県水産業の復興・再生を図るため、放射性物質による魚介類への影響の解明などの実践的な研究を行う拠点として、水産試験場の機能強化を図ることとし、その整備に必要な設計に着手したところであり、引き続き施設整備にあたって必要な予算を確保すること。

30 水産業復旧関連事業の継続

当県は原子力災害の影響により、沿岸漁業の多くの主要魚種が出荷制限指示の対象となっているため、本格的な操業再開の目処が立っていない。また、沿岸市町で避難指示区域となった地域もあり復旧が遅れていることから、当面、平成32年度までの間、以下の事業を継続すること。

(1) 漁場、漁船、共同利用施設の復旧事業の継続

漁場復旧対策に加え、漁船、漁港、共同利用施設を含めた水産業の一体的な復旧・復興に向けた漁業生産基盤の整備に対して、引き続き全面的な支援を行うこと。

(2) 種苗放流支援事業の継続と漁業者負担の軽減

種苗生産施設の復旧整備が完了し種苗生産体制が整うまでの間引き続き種苗放流に取り組めるよう当該事業を継続すること。

また、栽培漁業の種苗放流等に係る経費について、漁業者負担分の軽減措置を講じること。

31 旧警戒区域の漁場における瓦礫の処分

早期の撤去・処理が必要な旧警戒区域の漁場にある瓦礫について具体的な処分方法についての調整が難航しているため、課題解決に向けて国が主体的に処理計画を策定し、処分を行うこと。

